

# 高等学校等 就学 支援金 を受けるための 手続き

高等学校等 就学 支援金（以下、「就学 支援金」といいます。）は、次の要件に当てはまる生徒の授業料を、国が生徒に代わって負担するものです。貸与型の奨学金とは違って、返済の必要がありません。新1年生は、4月と7月の2回、手続きが必要ですが（7月の手続きは毎年必要です。）

## 支給 対象 となる 要件

○ 保護者の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除の額に3/4を乗じた額）で計算される算定基準額が304,200円未満であること

年収で910万円程度ですが、扶養などの条件によって変わります。

4月は前年度分の額、7月は今年度分の額で判断します。

父母ともに所得がある場合は合計の額になります。

○ 高校に在学した期間が通算で36月を超えていないこと

定時制・通信制課程の場合は48月です。国立・公立・私立を問いません。

○ 申請書とマイナンバーカードの写し等を期限内に学校に提出すること

申請書を期限内に提出しなかった場合や、支給対象とならなかった場合には、授業料を支払う必要があります。授業料は、年額118,800円で4期に分けて納めていただきます。就学支援金の受給には審査があります。4月の申請に対する審査結果は、7月上旬（予定）に学校を通じてお知らせします。

## 手続きに必要なマイナンバーカードの写し等について

① マイナンバーが記載された次のいずれかの書類のコピーを提出してください。

・マイナンバーカードの裏面

・マイナンバーが記載された住民票等（3か月以内に発行されたもの）

※マイナンバーが確認できる書類（保護者等の全員分）を提出いただき、保護者等

に変更がない場合においては、在学期間中の添付書類の提出を省略すること

ができます。

② マイナンバーカードの写し等の提出に代えて、次の所得を証明する書類の提出でも結構です

• 生活保護受給世帯の方は、生活保護受給証明書<sup>せいかつ ほ ごじゆきゆうせたい かた</sup>を提出<sup>せいかつ ほ ごじゆきゆうしょうめいしょ ていしゆつ</sup>してください。

• 生活保護受給証明書<sup>せいかつ ほ ごじゆきゆうしょうめいしょ</sup>は、3か月以内<sup>3 かげつ くない</sup>に発行<sup>はっこう</sup>された原本<sup>げんぽん</sup>が必要<sup>ひつよう</sup>です。コピー<sup>こぴー</sup>されたものは無効<sup>むこう</sup>となります。提出<sup>ていしゆつ</sup>された原本<sup>げんぽん</sup>は返却<sup>へんきゃく</sup>しません。

※上記<sup>じょうき</sup>の②の所得<sup>しょとく</sup>を証明<sup>しょうめい</sup>する書類<sup>しよるい</sup>で申請<sup>しんせい</sup>された場合<sup>ばあい</sup>、次の申請<sup>しんせい</sup>のときに、マイナンバー<sup>まいなんばー</sup>が確認<sup>かくにん</sup>できる書類<sup>しよるい</sup>（保護者<sup>ほごしゃ</sup>等の全員分<sup>ぜんいんぶん</sup>）もしくは所得<sup>しょとく</sup>を証明<sup>しょうめい</sup>する書類<sup>しよるい</sup>の提出<sup>ていしゆつ</sup>が必要<sup>ひつよう</sup>となります。

## 奨学のための給付金を受けるための手続き

奨学のための給付金（以下、「奨学給付金」といいます。）は、保護者全員（父母の両方）の「道府県民税所得割額」と「市町村民税所得割額」を合算した額が〇円（非課税）の世帯（以下、「非課税世帯」といいます。）、または生活保護受給世帯に、授業料以外の教育に関する経費に充てるために支給されるもので、返済の必要はありません。申請手続きは、保護者が居住している都道府県で、年に1回、7月に行います。

支給額（年額）は、生活保護受給世帯が32,300円、非課税世帯が84,000円です。

ただし、非課税世帯に扶養されている2人目以降の高校生の場合、または非課税世帯で高校生のほかに15歳以上23歳未満の中学生以外の兄弟姉妹がいる場合には129,700円になります。この場合、家族の扶養状況を証明する書類が別に必要です。

就学支援金と奨学給付金は別の制度ですので、保護者全員が非課税であることを証明する書類が必要になります。また、奨学給付金を振り込む口座を確認するため、通帳の写しが必要です。

また、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、非課税世帯に、通信費にあたる額として追加で10,000円を支給します。家庭でのオンライン学習の通信費に使うことを誓約する必要があるため、学校で配られる誓約書が必要になります。なお、生活保護受給世帯や、非課税世帯でも通信費が一切かかっていない世帯は、追加支給の対象ではありません。

さらに、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響をふまえて、通常申請に加えて、次の2つの制度を新しく設けました。

①新入生への前倒し給付：新入生の世帯で、令和元年度の非課税世帯に、奨学給付金の一部を先に支払います。この制度の申し込みを希望する方は、通常申請

請とは別に申し込みの手続きをする必要があります。

②家計急変世帯への支援：令和2年度が非課税ではない世帯で、今年になって保護者全員の収

入が非課税世帯相当にまで落ち込んだ世帯に、奨学給付金を支払います。

この制度は、

通常の申請の対象ではない世帯だけが申し込むことができます。この制度の申し込みを希

望する方は、申請書と、次の4種類の書類を提出する必要があります。

1. 収入が落ち込んだ理由を証明する書類
2. 落ち込む前の収入を証明する書類として、令和2年度の課税証明書  
(保護者全員分)
3. 落ち込んだ後の収入を証明する書類 (保護者全員分)
4. 世帯全員分の健康保険証の写しか、扶養家族の人数が書かれた課税証明書

この制度を受ける人は、通信費の追加支給を受けることができますので、誓約書も必要です。

問合せは、学校または大阪府教育庁施設財務課 (06-6941-0351) まで